

1. 令和元年8月の前線に伴う大雨の被害と対応

(1) 災害の概要

ア 気象の状況

令和元年8月26日に華中から九州南部を通過して日本の南にのびていた前線は、27日に北上し、29日にかけて対馬海峡付近から東日本に停滞した。また、この前線に向かって暖かく非常に湿った空気が流れ込んだ影響等により、東シナ海から九州北部地方にかけて発達した雨雲が次々と発生し、線状降水

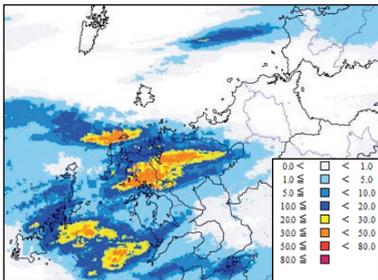
帯が形成・維持された。

これにより、九州北部地方では同月26日から29日までの総降水量が長崎県平戸市で626.5ミリ、佐賀県唐津市で533.0ミリに達するなど、8月の月降水量の平年値の2倍を超える大雨となったところがあった(特集1-1、1-2図)。特に、福岡県及び佐賀県では、3時間及び6時間降水量が観測史上1位の値を更新する地域があるなど、記録的な大雨となった。

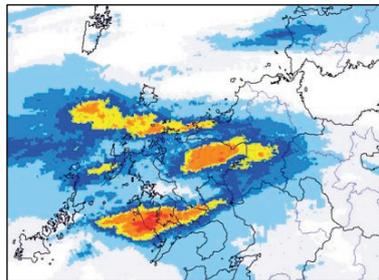
この大雨に関し、気象庁は、同月28日5時50分に福岡県、佐賀県及び長崎県に大雨特別警報を発表し、最大級の警戒を呼びかけた。

特集1-1図 1時間降水量(解析雨量)(期間:8月28日0時~9時)

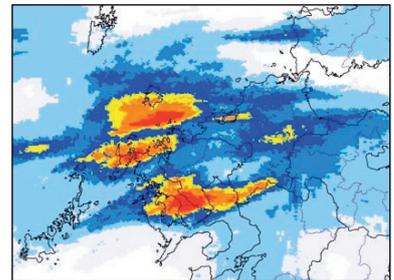
0時~1時



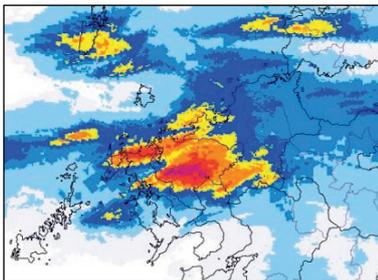
1時~2時



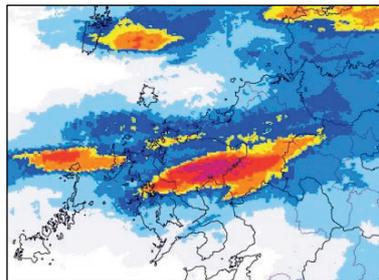
2時~3時



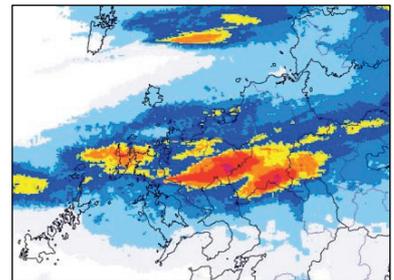
3時~4時



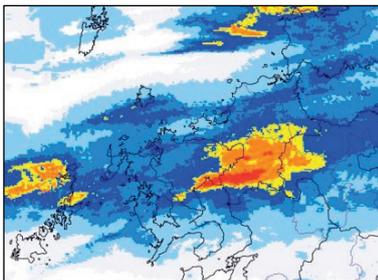
4時~5時



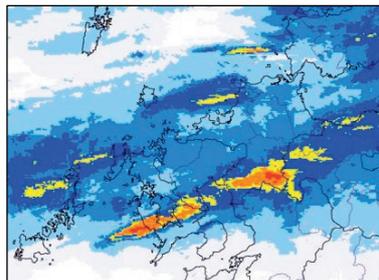
5時~6時



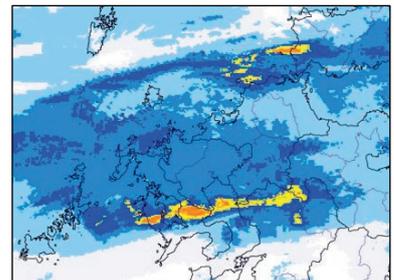
6時~7時



7時~8時



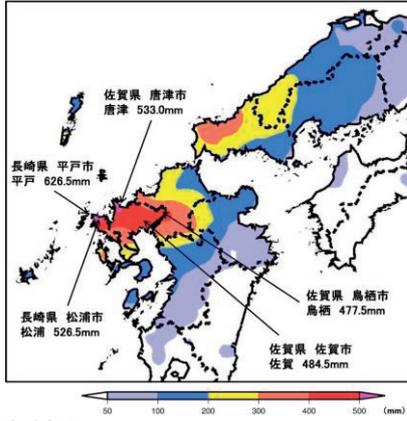
8時~9時



(備考) 気象庁提供

特集 1-2 図 期間降水量分布図

(期間：8月26日0時～29日24時)



(備考) 気象庁提供



焼き入れ油が流出した佐賀県大町町
(熊本県防災消防航空隊提供)

イ 被害の状況

この記録的な大雨により、各地で河川の氾濫、浸水や土砂崩れ等が発生し、佐賀県を中心に4人の死者のほか、6,600棟を超える住家被害が発生するなど甚大な被害となった。

この大雨により九州北部の多くの市町村において、避難指示（緊急）及び避難勧告等が発令され、ピーク時における避難者数が5,400人超に達した。

また、停電、断水等ライフラインへの被害や鉄道の運休等の交通障害が発生した。

このほか、佐賀県大町町の鉄工所において、河川の氾濫により、鉄工所内の金属加工用装置のオイルピットから大量の焼き入れ油が流出し、下流域に広く拡散するなど、住民生活に大きな支障が生じた。

なお、今回の大雨による各地の被害状況は、特集 1-1 表のとおりである。

特集 1-1 表 被害状況（人的・建物被害）

(令和元年12月5日現在)

都道府県名	人的被害			住家被害					非住家被害	
	死者	負傷者		全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	公共建物	その他
		重傷	軽傷							
人	人	人	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	
北海道							3	12		
青森県								2		
岩手県							1	3		
宮城県								3		
山口県				2		1	1	10		
福岡県	1		1	6	24	26	120	350		4
佐賀県	3	1		87	853	23	759	4,290		268
長崎県						2	20	66		4
熊本県								1		
大分県						1		2		
合計	4	1	1	95	877	53	904	4,739		276

(備考) 「消防庁とりまとめ報」により作成

(2) 政府の主な動き及び消防機関等の活動

ア 政府の主な動き

政府においては、出水期を迎えるに際し、5月20日に「令和元年出水期の大雨」に関して官邸内に情

報連絡室を設置し警戒に努めてきたが、大雨による警戒を強化するため、8月28日、「令和元年8月の前線に伴う大雨」に関する官邸対策室を設置した。

また、同日、内閣総理大臣から関係省庁に対し、

①国民に対し、避難や大雨・河川の状況等に関する情報提供を適時的確に行うこと、②地方自治体とも緊密に連携し、浸水が想定される地区の住民の避難が確実に行われるよう、避難支援等の事前対策に万全を期すこと、③被害が発生した場合は、被害状況を迅速に把握するとともに、人命最優先で、政府一体となって災害応急対策に全力で取り組むこと、との指示が出された。

これを受け、同月 28 日、29 日及び 30 日に関係閣僚会議が開催され、政府一体となった災害対応が進められた。

これらの対応と並行して、被災地の状況を把握するため、同月 31 日に内閣府特命担当大臣（防災）を団長とする政府調査団が佐賀県を訪問し、被災現場を視察した。

また、「令和元年八月十三日から九月二十四日までの間の暴風雨及び豪雨による災害」（令和元年 8 月から 9 月の前線等に伴う大雨（台風第 10 号、第 13 号、第 15 号及び第 17 号の暴風雨を含む。)) を激甚災害に指定（10 月 11 日閣議決定、10 月 17 日公布・施行）し、激甚災害に対処するための特別の財政援助等の対策を講じることとされた。

このほか、「被災市区町村応援職員確保システム^{*1}」に基づく被災自治体への応援職員の派遣が行われ、総務省職員を佐賀県に派遣して情報収集を行ったうえで、8 月 30 日から佐賀県大町町の災害マネジメントを支援するため、大分県及び熊本県からなる延べ 21 人の総括支援チーム^{*2}を派遣し、災害対策本部の運営支援等を行った。

イ 消防庁の対応

消防庁においては、記録的な大雨により、重大な災害の起こるおそれが著しく高まったことから、8 月 28 日 5 時 41 分に国民保護・防災部長を長とする消防庁災害対策本部を設置（第 2 次応急体制）し、さらに、同日 7 時 00 分には消防庁長官を長とする消防庁災害対策本部へ改組（第 3 次応急体制）し、

全庁を挙げて災害応急対応にあたった。

対応にあたっては、被災自治体から緊急消防援助隊^{*3}の派遣要請があることを想定し、事前に関係県に対して出動準備を依頼したうえで、消防庁長官は、同日、熊本県知事に対して、佐賀県への緊急消防援助隊の出動を求めた（緊急消防援助隊の活動等の詳細については、オに記載）。

あわせて、被災自治体の災害対応を支援するとともに、緊急消防援助隊の円滑な活動調整、さらには政府の災害対応に必要な情報を収集するため、同日、佐賀県及び杵藤地区^{きとら}広域市町村圏組合消防本部にそれぞれ消防庁職員 2 人を派遣した。

このほか、同月 31 日に政府調査団の一員として消防庁の職員を佐賀県へ派遣した。

また、石油等の危険物を取り扱う全国の関係事業者に対し「危険物施設における風水害対策の徹底について」（令和元年 8 月 29 日付け消防危第 124 号消防庁危険物保安室長通知）を發出して、各危険物施設における風水害対策を徹底するよう周知した。

ウ 被災自治体の対応

この大雨により、三重県、広島県、福岡県及び佐賀県に災害対策本部が設置され、甚大な被害に見舞われた佐賀県から自衛隊に対し災害派遣が要請されるとともに、緊急消防援助隊の応援が要請された。

また、被災市区町村では、住民に対し、大雨による家屋の浸水や土砂災害への警戒を促すとともに、順次、避難指示（緊急）及び避難勧告等を発令し、早期の避難を呼びかけた。

このほか、佐賀県においては、20 市町に対し、災害救助法の適用を決定するとともに、3 市町に対し、被災者生活再建支援法の適用を決定した。

エ 消防本部及び消防団の対応

（ア）消防本部

河川の氾濫や土砂災害等の発生により、福岡県及び佐賀県の被災地域を管轄する消防本部には多数

*1 被災市区町村応援職員確保システム：大規模災害時に全国の地方公共団体の人的資源を最大限に活用して被災市区町村を支援するための全国一元的な応援職員の派遣の仕組みであり、その運用にあたっては、本システムにおける関係機関である、地方公共団体、地方三団体（全国知事会、全国市長会、全国町村会）、指定都市市長会、内閣府及び消防庁と総務省とが協力して実施することとしている。

*2 総括支援チーム：被災市区町村が行う災害マネジメントを総括的に支援するために、地方公共団体が災害マネジメント総括支援員（地方公共団体が応援職員として派遣する者として、総務省が管理する名簿に登録されている者）及び災害マネジメント支援員（災害マネジメント総括支援員の補佐を行うために、地方公共団体が応援職員として派遣する者として、総務省が管理する名簿に登録されている者）等で編成し、被災市区町村に派遣するチーム

*3 緊急消防援助隊：第 2 章第 8 節 2 を参照

の119番通報が入電し、直ちに救助・救急等の活動にあたったほか、福岡県及び長崎県では被害状況を把握するため、消防防災ヘリコプターによる情報収集活動を行った。

また、佐賀県の被災地域では、地元消防本部が、消防団や県内消防本部からの応援隊と協力し、450人を救助するとともに、浸水地域での戸別訪問による安否確認や鉄工所から流出した油の除去活動を行った。



救命ボートを活用した救助活動
(杵藤地区広域市町村圏組合消防本部提供)



鉄工所から流出した焼き入れ油の除去活動
(杵藤地区広域市町村圏組合消防本部提供)

(イ) 消防団

福岡県や佐賀県内の市町村をはじめ、甚大な被害に見舞われた多くの市町村において、消防団は、大雨に備え、住民に対して早期の避難を呼びかけるとともに、家屋等の浸水を防止するための土のう積み等を実施した。また、ボートによる救助活動や住民の避難誘導等を実施したほか、用水路等に流入した

土砂等の除去活動、動力消防ポンプによる排水活動等を実施した。



動力消防ポンプによる排水活動
(佐賀県白石町消防団提供)

オ 緊急消防援助隊

8月28日に佐賀県知事からの要請に基づき、消防庁長官から出動の求め^{*4}を受けた緊急消防援助隊(熊本県大隊及び航空小隊)は、武雄市等に向けて出動した。

熊本県大隊は、8月29日、武雄市内の浸水していた地域において、警察や自衛隊、地元消防団と連携して安否確認を実施するとともに、隣接の大町町内の浸水している地域において孤立者の救助活動を実施した。同日武雄市内での活動がおおむね終了したが、大町町では一部地域が依然浸水しており、鉄工所から広範囲に流出した焼き入れ油が排水活動の妨げになっていた。そのため、翌30日には、自衛隊、地元消防本部及び県内消防本部からの応援隊と連携して流出した焼き入れ油の除去活動を実施した。同日夕方には水位が下がり、大町町内の孤立地域は解消したため、熊本県大隊は活動を終了した。

広範囲に浸水した地域においては、上空からの情報収集のためのドローンや水陸両用バギー、救命ボート等も活用した。

航空小隊は、8月28日、関係職員を同乗させ、上空からの被災状況に関する情報収集活動を実施するとともに、ヘリサットシステム^{*5}を活用して消防庁等に最新の情報を提供した。

緊急消防援助隊は8月28日から31日までの4

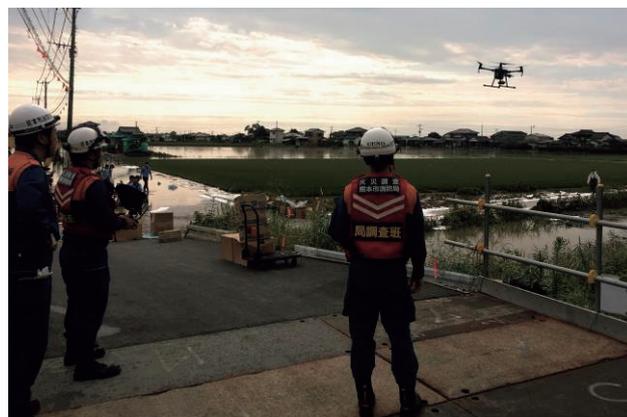
*4 消防庁長官による出動の求め：消防組織法第44条第1項、第2項又は第4項の規定に基づき、消防庁長官から災害発生市町村の属する都道府県以外の都道府県知事又は当該都道府県内の市町村長に対し緊急消防援助隊の出動のための必要な措置を求めること。

*5 ヘリサットシステム：第2章第10節2を参照

日間にわたり活動し、出動隊の総数*6は 43 隊、146 人（延べ活動数*7172 隊、583 人）となった。この活動により 11 人を救助した。



現場指揮所（熊本市消防局提供）



ドローンによる情報収集活動



消防防災ヘリコプターによる
上空からの情報収集活動
（熊本県防災消防航空隊提供）



孤立者の救助活動



焼き入れ油除去活動

2. 台風第 15 号に伴う被害と対応

（1）災害の概要

ア 気象の状況

令和元年 9 月 5 日 3 時に南鳥島近海で発生した台風第 15 号は、発達しながら小笠原諸島を北西に進み、非常に強い勢力となって伊豆諸島南部へと進んだ。

台風は、強い勢力を保ったまま、同月 9 日 3 時前に三浦半島付近を通過し、5 時前に千葉県付近に上陸後、千葉県から茨城県を北東に進み、10 日 9 時に日本の東海上で温帯低気圧に変わった（特集 1-3 図）。

この台風の影響により、同月 7 日から 9 日までの総降水量が静岡県伊豆市で 450.5 ミリ、東京都大島町で 314.0 ミリを記録するなど、伊豆諸島や関東地

*6 出動隊の総数：出動した隊数・隊員数の実総数

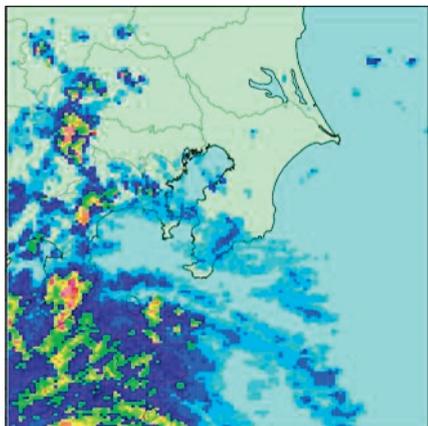
*7 延べ活動数：日毎の活動した隊数・隊員数を活動期間中累計した数

方南部を中心に大雨となった。また、東京都神津島村で最大風速 43.4 メートル、最大瞬間風速 58.1 メートルを、千葉県千葉市で最大風速 35.9 メートル、最大瞬間風速 57.5 メートルを観測するなど、

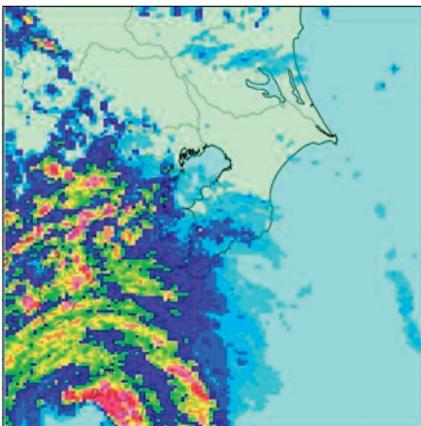
伊豆諸島や関東地方南部で猛烈な風を観測し、多くの地点で観測史上 1 位の風速を更新する記録的な暴風となった (特集 1-4 図)。

特集 1-3 図 雨量の状況 (期間 : 9月8日 18時~9日 9時)

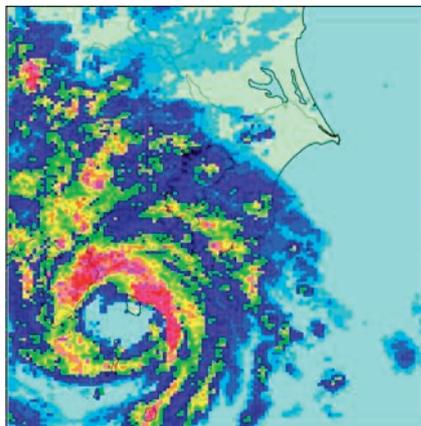
8日 18時



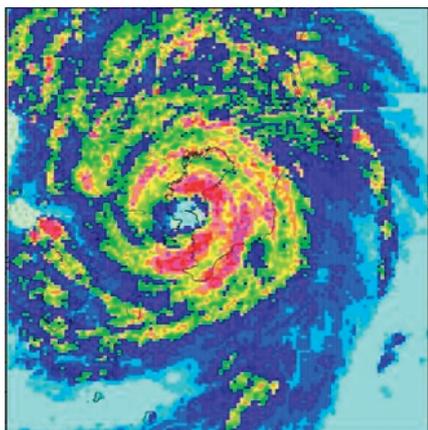
8日 21時



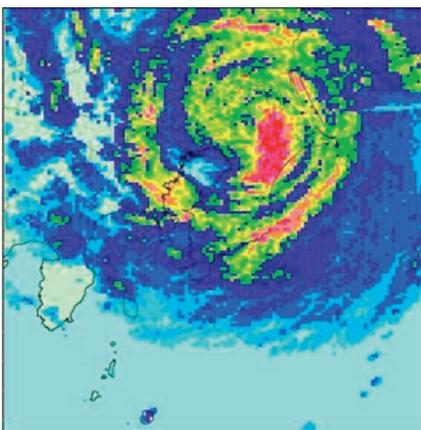
9日 0時



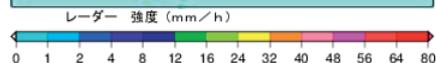
9日 3時



9日 6時



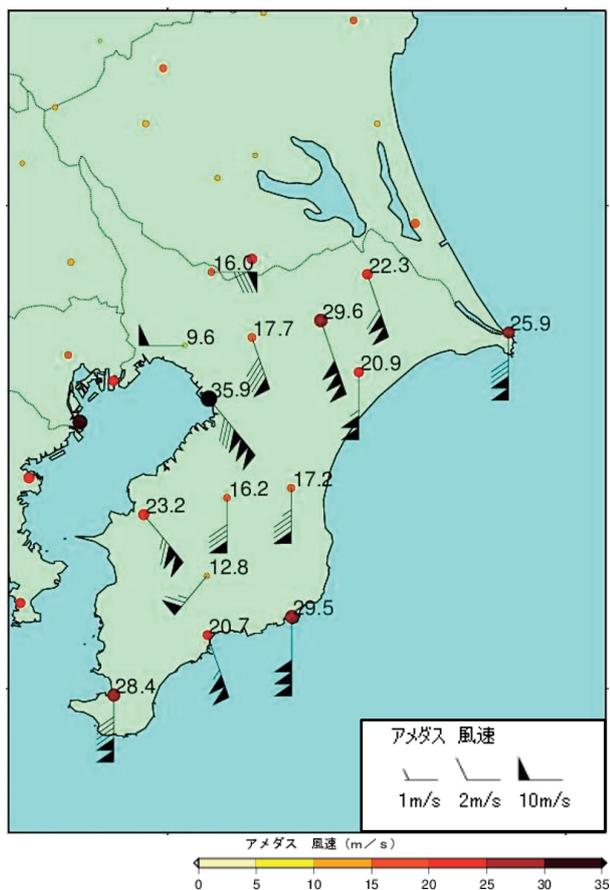
9日 9時



(備考) 気象庁提供

特集 1-4 図 最大風速・風向分布図

(期間：9月8日10時～9日24時)



(備考) 気象庁提供

イ 被害の状況

この台風による大雨と暴風により、東京都で1人の死者が発生したほか、千葉県を中心に7万4,900棟を超える住家被害が発生するなど甚大な被害となった。

また、千葉県内の市町村を中心に、多くの市町村において避難指示(緊急)及び避難勧告等が発令され、ピーク時における避難者数は2,200人超に達した。

さらに、千葉県では、暴風により、多数の住宅において屋根瓦の飛散などの被害が発生し、被災地域ではブルーシート等による応急措置に迫られた。

このほか、送電線の鉄塔や電柱の倒壊、倒木や飛散物による配電設備の故障等により、千葉県を中心に、最大約93万4,900戸の大規模停電となった。この長期間にわたる停電の影響により、携帯電話網や市町村防災行政無線等が使用できず、住民への情報伝達が困難となる通信障害が発生したほか、多くの市町村で断水等ライフラインへの被害や鉄道の運休等の交通障害が発生するなど、住民生活に大きな支障が生じた。

なお、今回の台風第15号による各地の被害状況は、**特集 1-2 表**のとおりである。



強風により屋根瓦が飛散した千葉県館山市の状況

(千葉市消防局提供)

特集 1-2 表 被害状況（人的・建物被害）

（令和元年 12 月 5 日現在）

都道府県名	人的被害			住家被害					非住家被害	
	死者	負傷者		全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	公共建物	その他
		重傷	軽傷							
人	人	人	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	
福島県				1			5	6		
茨城県		1	24	4	84	4,705		1		584
栃木県			1			3				
埼玉県		1	9			15	1			
千葉県		8	74	314	3,652	61,104	40	66		600
東京都	1		6	12	68	1,425	13	11		226
神奈川県		3	10	11	76	2,665	68	32		48
静岡県			13		47	480		2		1
合計	1	13	137	342	3,927	70,397	127	118		1,459

（備考）「消防庁とりまとめ報」により作成

（2）政府の主な動き及び消防機関等の活動

ア 政府の主な動き

政府においては、台風第 15 号の警戒を強化するため、9 月 6 日、官邸内に情報連絡室を設置した。

また、台風第 15 号の影響により千葉県を中心に発生した多数の住家被害及び大規模停電に対処するため、同月 10 日、第 1 回目の台風第 15 号に係る関係省庁災害対策会議が開催された。本会議は 10 月 11 日までに計 16 回開催され、食料やブルーシート等の物資のプッシュ型支援や千葉県内市町村への国職員の派遣等、政府一体となった災害対応及び被災者支援が進められた。

さらに、「令和元年八月十三日から九月二十四日までの間の暴風雨及び豪雨による災害」（令和元年 8 月から 9 月の前線等に伴う大雨（台風第 10 号、第 13 号、第 15 号及び第 17 号の暴風雨を含む。)) を激甚災害と指定（10 月 11 日閣議決定、10 月 17 日公布・施行）し、激甚災害に対処するための特別の財政援助等の対策を講じることとされた。

加えて、台風第 15 号による災害では、長期間の停電による被害に加え、極めて多くの家屋が、暴風による屋根の被害や、直後の強風を伴う降雨による屋内への浸水被害を受け、被災者の方々の日常生活に著しい支障が生じたところであり、これを契機として、被災者の生活の安定を確保する観点から、災害救助法の応急修理制度の対象を拡充することとした。

このほか、「被災市区町村応援職員確保システム」に基づく被災自治体への応援職員の派遣が行われ、総務省職員を千葉県に派遣して情報収集を行ったうえで、9 月 13 日以降、千葉県内の 6 市 3 町の災害マネジメントを支援するため、6 都県 3 市から延べ 308 人の総括支援チームを派遣し、災害対策本部の運営支援等を行った。さらに、7 市 2 町への対口支援団体^{＊8}を決定し、17 日以降、10 都県 6 市から延べ 3,545 人の応援職員を派遣し、罹災証明に係る家屋調査や避難所運営等の支援を行った。

イ 消防庁の対応

消防庁においては台風第 15 号の接近に備え、9 月 6 日 11 時 15 分に応急対策室長を長とする消防庁災害対策室を設置（第 1 次応急体制）し、情報収集体制の強化を図るとともに、各都道府県及び指定都市に対して「台風第 13 号と台風第 15 号についての警戒情報」を発出し、警戒を呼びかけた。

また、甚大な被害が発生した千葉県をはじめ、千葉県内の被災市町及び管轄消防本部に対し、9 月 12 日から 11 月 1 日まで継続して延べ 26 人の消防庁職員を派遣し、災害対応を支援するとともに、関係省庁との連絡調整を緊密に図るなど、政府の災害対応に必要な情報の収集等に努めた。

また、大規模停電の長期化について、「大規模停電下における熱中症の予防対策について」（令和元年 9 月 9 日付け消防庁国民保護・防災部防災課長、

＊8 対口支援団体：自らが完結して応援職員を派遣するために、原則として 1 対 1 で被災市区町村ごとに割り当てられた都道府県又は指定都市

消防・救急課救急企画室長事務連絡)を発出し、熱中症対策の住民への広報等について、積極的な対応に努めるよう求めたほか、関係都県に対し「風水害、地震等の災害に伴う長時間停電を踏まえた防火対策の徹底について」(令和元年9月10日付け消防予第164号消防庁予防課長、消防危第134号消防庁危険物保安室長通知)を発出し、自主的な防火管理等により防火安全性を確保するよう周知した。

さらに、千葉県に対し「令和元年台風15号を受けた対応について」(令和元年9月12日付け消防庁国民保護・防災部防災課長事務連絡)を発出し、市町村職員、消防職員、消防団員等による戸別訪問等により、住民の安否確認など、積極的な対応を実施するよう求めた。

また、長期の停電が発生した地域があった千葉県に対し「令和元年台風第15号を受けた住民への情報提供について」(令和元年9月14日付け消防庁国民保護・防災部防災課長事務連絡)を発出し、これらの地域の住民に対して戸別訪問や広報車等による巡回、ラジオの活用等により、被災者支援に係る情報や復旧情報等の提供を行うよう求めるとともに、館山市からの要請により、屋外スピーカーが使用できない地域に対して電池で稼働する戸別受信機200台を緊急に貸与した。

ブルーシートによる家屋の応急補修に関しては、関係都県に対し「台風第15号を受けた当面の留意事項等について」(令和元年9月15日付け消防庁国民保護・防災部防災課長事務連絡)を発出し、消防職員、消防団員が被災家屋の応急補修や倒木処理に従事することが可能であることを周知したほか、千葉県に対し「台風第15号を受けた家屋の応急補修等について」(令和元年9月17日付け消防庁国民保護・防災部防災課長事務連絡)を発出し被災家屋の応急補修等を行うにあたっての消防力の積極的な活用を求めた。

ウ 被災自治体の対応

台風第15号の影響により、千葉県に災害対策本部が設置され、甚大な被害に見舞われた千葉県知事及び神奈川県知事から自衛隊に対し災害派遣が要請された。

また、被災市町村では、住民に対し、大雨による家屋の浸水や土砂災害への警戒を促すとともに、避難指示(緊急)及び避難勧告等の避難情報を発令し、

早期の避難を呼びかけた。

このほか、被災都県においては、台風第15号により甚大な被害が発生した千葉県の41市町村及び東京都の1町に対し、災害救助法の適用を決定するとともに、茨城県及び千葉県の全市町村、東京都の2町村及び神奈川県の1市に対し、被災者生活再建支援法の適用を決定した。

エ 消防本部及び消防団の対応

(ア) 消防本部

千葉県をはじめ台風による被害を受けた地域を管轄する消防本部では、多数の119番通報が入電し、直ちに救助・救急等の活動にあたったほか、被害状況を把握するため、千葉市、川崎市及び東京消防庁の消防防災ヘリコプターが情報収集活動を行った。

また、多数の住家被害と長時間にわたる停電に見舞われた千葉県内の消防本部は、戸別訪問による安否確認のほか、ブルーシート等による家屋の応急補修等の活動を行った。



ブルーシートによる家屋の応急補修活動
(習志野市消防本部提供)

(イ) 消防団

千葉県や神奈川県内の市町村をはじめ、甚大な被害に見舞われた多くの市町村において、消防団は、大雨に備え、住民に対して早期の避難を呼びかけるとともに、危険箇所の警戒活動等を実施した。また、倒木や飛散物の除去活動、ブルーシート等による家屋の応急補修、避難所の運営支援等を長期間にわたり実施した。



女性部による避難所運営支援
(千葉県山武市消防団提供)

3. 台風第19号等に伴う被害と対応

(1) 災害の概要

ア 気象の状況

令和元年10月6日3時に南鳥島近海で発生した台風第19号は、大型で猛烈な台風に発達した後、日本の南を北上した。

台風は、大型で強い勢力を保ったまま、同月12日19時前に伊豆半島に上陸し、関東地方を通過した後、13日12時に日本の東海上で温帯低気圧に変わった。

この台風の影響により、同月10日から13日までの総降水量が、神奈川県箱根町で1,000ミリに達し、東日本を中心に17の地点で500ミリを超える大雨となった。特に静岡県や新潟県、関東甲信地方、東北地方の多くの地点で3時間、6時間、12時間及び

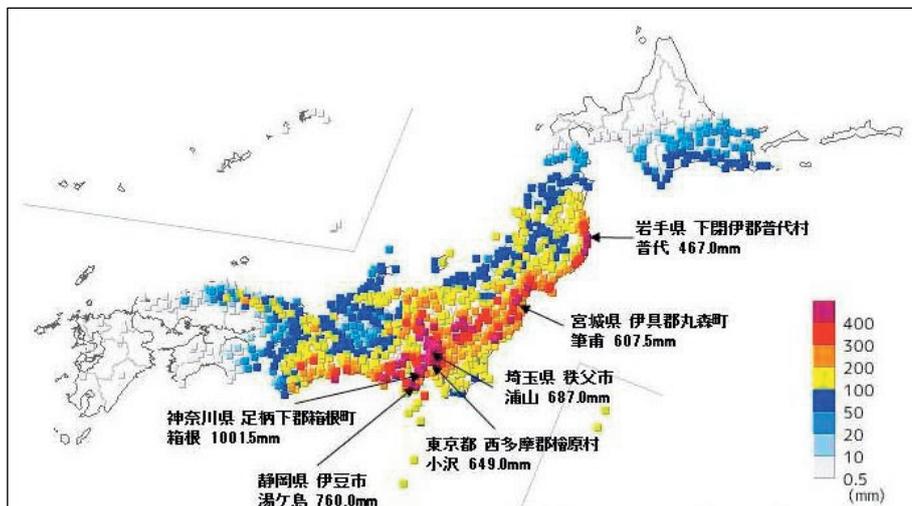
24時間降水量の観測史上1位の値を更新する記録的な大雨となった(特集1-5図)。

この大雨に関し、気象庁は、同月12日15時30分に静岡県、神奈川県、東京都、埼玉県、群馬県、山梨県、長野県、19時50分に茨城県、栃木県、新潟県、福島県、宮城県、13日0時40分に岩手県の合計1都12県に大雨特別警報を発表し、最大級の警戒を呼びかけた(特集1-6図)。

また、東京都江戸川区で観測史上1位を更新する最大瞬間風速43.8メートルを観測するなど、関東地方の7箇所で最大瞬間風速40メートルを超える暴風となった。さらに、台風の接近に伴って大気の状態が非常に不安定となり、千葉縣市原市では竜巻と推定される突風が発生した。

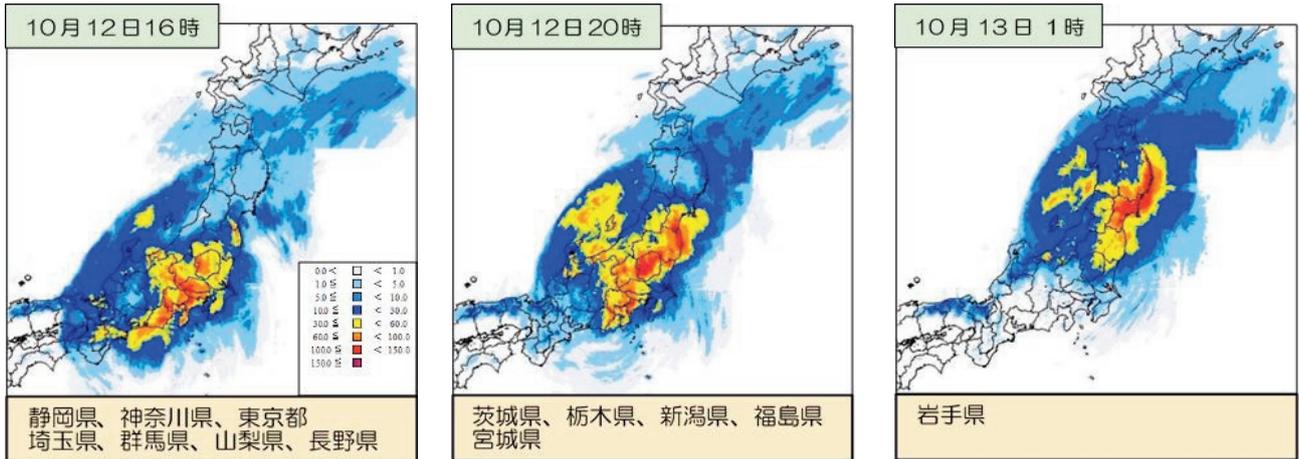
台風は、同月13日に温帯低気圧に変わったが、その後も前線や低気圧の影響により、同月18日夜から19日夕方にかけて関東地方から東海地方にかけての太平洋側では局地的に雷を伴った激しい雨が降った。また、24日から26日にかけて西日本、東日本、北日本の太平洋沿岸に沿って低気圧が進み、この低気圧に向かって南から暖かく湿った空気が流れ込むとともに、日本の東海上を北上した台風第21号周辺の湿った空気が流れ込んだことによって大気の状態が非常に不安定となり、関東地方から東北地方にかけての太平洋側を中心に広い範囲で総降水量が100ミリを超え、12時間降水量が10月の月降水量平年値を超えたところがあった。特に千葉県や福島県では総降水量が200ミリを超えたほか、3時間及び6時間降水量の観測史上1位の値を更新する記録的な大雨となった(特集1-7図)。

特集1-5図 10月10日から13日までの総降水量



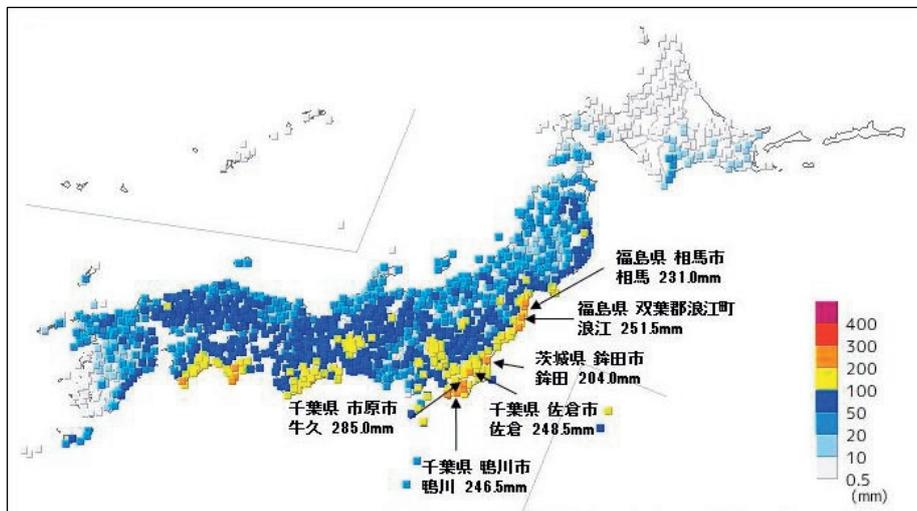
(備考) 気象庁提供

特集 1-6 図 大雨特別警報を公表した頃の 3 時間降水量（解析雨量）



（備考）気象庁提供

特集 1-7 図 10 月 24 日から 26 日までの総降水量



（備考）気象庁提供

イ 被害の状況

この台風第 19 号とその後の度重なる大雨により、各地で河川の氾濫、堤防の決壊による浸水、土砂崩れ等が多数発生し、東北地方の太平洋側や関東地方を中心に 98 人の死者のほか、9 万 1,000 棟を超える住家被害が発生するなど甚大な被害となった。

特に堤防が決壊した河川は、千曲川（長野県）や阿武隈川（福島県）をはじめ 71 河川の 140 箇所へのぼり（令和元年 12 月 2 日現在、国土交通省調べ）、濁流による浸水域は広範囲にわたった。

また、台風第 19 号に伴う土砂災害の発生件数は、962 件（令和元年 12 月 2 日現在、国土交通省調べ）

となり、統計を開始した昭和 57 年以降で、一つの台風に伴うものとしては過去最大となった。

これにより、多くの市町村において避難指示（緊急）及び避難勧告等が発令され、ピーク時における避難所への避難者数は 23 万 7,000 人超に達した。

また、道路の損壊や道路への土砂の流入、橋梁の流出などにより多数の孤立地域が発生したほか、停電、断水等ライフラインへの被害や鉄道の運休等の交通障害が発生するなど、住民生活に大きな支障が生じた。

なお、今回の台風第 19 号等による各地の被害状況は、特集 1-3 表のとおりである。



宮城県丸森町の浸水被害の状況
(山形県消防防災航空隊提供)



福島県須賀川市の浸水被害の状況
(福島県消防防災航空隊提供)



長野県長野市の浸水被害の状況
(埼玉県防災航空隊提供)



福島県郡山市内の浸水被害の状況
(郡山地方広域消防組合消防本部提供)

特集 1-3 表 被害状況（人的・建物被害）

（令和元年 12 月 5 日現在）

都道府県名	人的被害					住家被害					非住家被害	
	死者	うち 災害関連死者	行方 不明者	負傷者		全壊	半壊	一部 破損	床上 浸水	床下 浸水	公共 建物	その他
				重傷	軽傷							
	人	人	人	人	人	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟
北海道								4				7
青森県					1			1	7	9		
岩手県	3			4	3	41	741	1,543	46	115	19	1,317
宮城県	19		2	7	35	287	2,862	2,393	1,847	12,580	17	71
秋田県								8				
山形県				2	1		4	34	65	98		8
福島県	32			1	58	1,341	11,002	5,612	2,865	700	131	4,870
茨城県	2		1		20	146	1,563	1,366	43	520		943
栃木県	4			4	19	73	4,311	6,374	1,456	1,052	2	70
群馬県	4			1	6	21	302	402	28	174	2	46
埼玉県	3			1	32	132	412	593	2,361	3,282	58	21
千葉県	12			2	28	28	117	1,903	1,419	1,377		22
東京都	1				11	27	174	460	816	706	28	25
神奈川県	9			2	41	53	722	847	971	524	24	60
新潟県				2	3	3	8	30	25	286		8
富山県				1						1		
石川県				1				1				
福井県				1								
山梨県					1	2	2	49	1	6		
長野県	5			7	137	916	2,579	3,447	15	1,718	12	161
岐阜県								11			7	9
静岡県	3	1		2	5	7	9	449	1,010	1,424	61	367
愛知県					1							
三重県					3				41	35		1
滋賀県					3		1	6				
京都府				1	3			1				
大阪府					8							
兵庫県	1				14			1				
奈良県										3		
和歌山県								1				
鳥取県					1			3				5
岡山県					1			1				
広島県					2			2				
山口県				1								
徳島県					1							
高知県					2			1		3		3
佐賀県					2							
大分県					2							
合計	98	1	3	40	444	3,077	24,809	25,543	13,016	24,613	361	8,014

（備考）「消防庁とりまとめ報」により作成（10月18日から19日の大雨及び10月25日の大雨による被害を含む。）

特集 1
最近の大規模自然災害への対応及び消防防災体制の整備

（2）政府の主な動き及び消防機関等の活動

ア 政府の主な動き

政府においては、台風第 19 号の接近に伴い、10 月 8 日、官邸内に情報連絡室を設置し、警戒に努めてきたが、12 日、さらに警戒を強化するため、官邸

対策室に改組した。

また、同日、内閣総理大臣から関係省庁に対し、①国民に対し、避難や大雨・河川の状況等に関する情報提供を適時的確に行うこと、②地方自治体とも緊密に連携し、浸水が想定される地区の住民の避難

が確実に行われるよう、避難支援等の事前対策に万全を期すこと、③被害が発生した場合は、被害状況を迅速に把握するとともに、政府一体となって、人命第一で、災害応急対策に全力で取り組むこと、との指示が出された。

同月 13 日には、令和元年台風第 19 号非常災害対策本部^{*9}が設置され、同日開催された第 1 回の会議において、①迅速な情報収集を行い、被害状況の把握に全力を尽くす、②引き続き、人命の救助を第一に、行方不明者等の一刻も早い救命・救助に全力を尽くす、③先手先手で、被害の拡大防止に万全を期す、④電気、水道等のライフラインの早期復旧に努め、被災住民の生活復旧のため、早期改善に全力であたる、⑤関係省庁が連携して、全国からの官民一体となった広域応援体制を確保するとともに被災者支援の体制を整備する、⑥プッシュ型の被災者支援により、避難所の生活環境整備や避難者の生活必需品の確保に努める、⑦被災地の住民をはじめ、国民や地方自治体等が適切に判断し行動できるよう、適時的確な情報発信に努める、との政府の方針が決定された。

さらに、同月 14 日に開催された第 2 回の会議において、内閣総理大臣から関係省庁に対し、台風第 19 号による被災者の生活支援を更にきめ細かく、迅速かつ強力に進めるため、被災者生活支援チームの設置について指示が出され、また、20 日に開催された第 10 回の会議において、被災者生活支援チームを中心に、被災者の生活と生業の再建に向けた対策パッケージを早急に取りまとめるよう、指示が出された。

これらの対応と並行して、被災地の状況を把握するため、同月 14 日に内閣府特命担当大臣（防災）を団長とする政府調査団を福島県へ派遣したほか、内閣総理大臣及び内閣府特命担当大臣（防災）が 17 日に福島県及び宮城県、20 日に長野県を訪問し、被災現場を視察した。

また、令和元年台風第 19 号による災害を特定非常災害^{*10}と指定（10 月 18 日閣議決定、同日公布・施行）し、被害者の権利利益の保全等を図るための

特別措置を講じるとともに、同災害を非常災害^{*11}と指定（10 月 29 日閣議決定、11 月 1 日公布・施行）し、同災害によって被害を受けた都道府県や市町村の災害復旧事業等に係る工事を国が代行して行えるよう対策を講じた。

さらに、「令和元年十月十一日から同月二十六日までの間の暴風雨及び豪雨による災害」（台風第 19 号、第 20 号及び第 21 号の暴風雨による災害）を激甚災害と指定（11 月 29 日閣議決定、12 月 4 日公布・施行）し、激甚災害に対処するための特別の財政援助等の対策を講じることとされた。

政府の令和元年台風第 19 号非常災害対策本部会議は、10 月 13 日の第 1 回以降、11 月 7 日までに計 18 回開催されるなど、政府一体となった災害対応が進められた。

このほか、「被災市区町村応援職員確保システム」に基づく被災自治体への応援職員の派遣が行われ、総務省職員を宮城県のほか 6 県に派遣して情報収集を行ったうえで、10 月 14 日以降、8 市 2 町の災害マネジメントを支援するため、5 府県 5 市から延べ 569 人（令和元年 12 月 5 日現在）の総括支援チームを派遣し、災害対策本部の運営支援等を行った。さらに、21 市 6 町への対口支援団体^{たいこう}を決定し、15 日以降、22 道府県 12 市から延べ 9,116 人（令和元年 12 月 5 日現在）の応援職員を派遣し、罹災証明に係る家屋調査や避難所運営等の支援を行った。

イ 消防庁の対応

消防庁においては、台風第 19 号の接近に備え、10 月 8 日 13 時に応急対策室長を長とする消防庁災害対策室を設置（第 1 次応急体制）し、情報収集体制の強化を図るとともに、同日、各都道府県及び指定都市に対して「台風第 19 号についての警戒情報」を発出し、警戒を呼びかけた。

また、台風第 15 号による大きな被害から間もないことを踏まえ、同日、各都道府県に対して「台風第 19 号への対応について」（令和元年 10 月 8 日付け消防第 88 号消防庁国民保護・防災部防災課長通知）を発出し、庁舎等の自家発電設備の燃料確保、

*9 非常災害対策本部：非常災害が発生した場合において、当該災害の規模その他の状況により当該災害に係る災害応急対策を推進するため特別の必要があると認めるときは、内閣総理大臣は、内閣府設置法第 40 条第 2 項の規定にかかわらず、臨時に内閣府に非常災害対策本部を設置することができる。

*10 特定非常災害：特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第 2 条第 1 項に基づき、被災者の権利利益の保全等を図るための措置を講ずることが特に必要と認められる著しく異常かつ激甚な非常災害として政令で指定される災害

*11 非常災害：大規模な災害を受けた地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、特別の措置が必要と認められる災害として、大規模災害からの復興に関する法律第 2 条第 9 号に基づき政令で指定される災害

時機を失することのない避難勧告等の発令、避難所の早期開設等を要請するとともに、「台風第 19 号の接近に伴う被害状況等の報告について」（令和元年 10 月 8 日付け消防応第 40 号消防庁応急対策室長通知）を発出し、積極的な情報収集及び迅速な被害情報の報告を要請した。

また、各都道府県等に対して「消防防災ヘリコプターを活用した令和元年台風第 19 号への対応について」（令和元年 10 月 8 日付け消防広第 143 号消防庁広域応援室長通知）を発出し、消防防災ヘリコプターを活用した迅速な被害情報の収集等を要請するとともに、「令和元年台風第 19 号に備えた通信手段等の確認について」（令和元年 10 月 8 日付け消防情第 83 号消防庁防災情報室長通知）を発出し、非常用通信網・非常用通信設備の確認及び住民への確実な防災情報の伝達を要請した。

同月 10 日には、各都道府県等に対して「台風第 19 号に伴う防火対策等の徹底について」（令和元年 10 月 10 日付け消防予第 193 号消防庁予防課長、消防危第 160 号消防庁危険物保安室長通知）を発出し、風水害発生時における危険物施設の安全性確保等について施設関係者への周知を要請した。

気象庁が記者会見を開催し、昭和 33 年の狩野川台風を例に出して記録的大雨への警戒を呼びかけた同月 11 日には、再び各都道府県及び指定都市に対して「台風第 19 号についての警戒情報」を発出し、台風第 19 号による暴風や大雨へのさらなる警戒を呼びかけた。

消防庁においては、災害対策室を設置して台風第 19 号に対する警戒に努めてきたが、静岡県をはじめとする 1 都 6 県に大雨特別警報が発表されるなど、重大な災害が発生するおそれが著しく高まったことから、同月 12 日 15 時 30 分に消防庁長官を長とする消防庁災害対策本部へ改組（第 3 次応急体制）し、全庁を挙げて災害応急対応にあたった。

対応にあたっては、被災自治体から緊急消防援助隊の派遣要請があることを想定し、事前に関係都道府県に対して出動準備を依頼したうえで、消防庁長官は、同月 13 日及び 14 日、1 都 1 道 12 県の緊急消防援助隊に対して、順次、被害の甚大な宮城県、長野県及び福島県への出動の求め又は指示を行った（緊急消防援助隊の活動等の詳細については、オに記載）。

また、被災自治体の災害対応を支援するとともに、

緊急消防援助隊の円滑な活動調整、さらには政府の災害対応に必要な情報を収集するため、同日以降、宮城県をはじめとする被災 10 県及び地元消防本部等に対し、延べ 38 人の消防庁職員を派遣したほか、14 日に政府調査団の一員として消防庁の職員を福島県へ派遣した。

このほか、同月 17 日には、台風第 19 号により甚大な被害が発生した 1 都 19 県に対して「台風第 19 号を踏まえた対応について」（令和元年 10 月 17 日付け府政防第 533 号内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（災害緊急事態対処担当）、消防災第 96 号消防庁国民保護・防災部防災課長通知）を発出し、今後予想される警報級の大雨に備え、万全な防災対応体制の構築を要請するとともに、18 日には、台風第 19 号による災害が特定非常災害に指定されたことを受け、「令和元年台風第 19 号に対応した消防法令の運用について」（令和元年 10 月 18 日付け消防予第 200 号消防庁予防課長、消防危第 163 号消防庁危険物保安室長通知）を、23 日には、台風第 19 号による災害が激甚災害に指定される見込みとなったことを受け、「令和元年台風第 19 号に対応した消防関係手数料の減免措置について」（令和元年 10 月 23 日付け消防予第 207 号消防庁予防課長、消防危第 167 号消防庁危険物保安室長通知）を各都道府県等に対し発出した。

さらに、各都道府県に対して「令和元年台風第 19 号及び前線による大雨に係る救助活動等に従事した消防職団員の惨事ストレス対策等について」（令和元年 11 月 1 日付け消防庁消防・救急課、消防庁国民保護・防災部地域防災室事務連絡）を発出し、緊急時メンタルサポートチームを必要に応じて活用するよう周知した。

ウ 被災自治体の対応

台風第 19 号の影響により、岩手県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県及び京都府の 1 都 1 府 16 県に災害対策本部が設置され、甚大な被害に見舞われた宮城県など 1 都 11 県から自衛隊に対し災害派遣が要請されるとともに宮城県、福島県及び長野県から緊急消防援助隊の応援が要請された。

また、被災市町村では、住民に対し、大雨による家屋の浸水や土砂災害への警戒を促すとともに、避

難指示（緊急）及び避難勧告等を発令し、早期の避難を呼びかけた。

このほか、被災都県においては、台風第19号により甚大な被害が発生した1都13県の390市区町村に対し、災害救助法の適用を決定するとともに、1都13県359市区町村に対し、被災者生活再建支援法の適用を決定した。

エ 消防本部及び消防団の対応

（ア）消防本部

甚大な被害に見舞われた地域を管轄する消防本部では、多数の119番通報が入電し、直ちに救助・救急活動にあたったが、河川の氾濫等による浸水被害や土砂災害による道路寸断などの影響により、被災現場に近づくことができず、その活動は困難を極めた。

これらの地域では、地元消防本部が消防団や県内消防本部からの応援隊と協力し、住民の避難誘導、救命ボート及び消防防災ヘリコプターを活用した救助活動のほか、行方不明者の捜索活動などを行った。



長野県長野市 救命ボートによる救助活動



福島県郡山市 浸水地域での救助活動
(郡山地方広域消防組合消防本部提供)



宮城県丸森町 損壊建物からの救助活動
(仙台市消防局提供)



宮城県丸森町 行方不明者の捜索活動
(仙南地域広域行政事務組合消防本部提供)

（イ）消防団

宮城県や福島県内の市町村をはじめ、甚大な被害に見舞われた多くの市町村において、消防団は、大雨に備え、住民に対して早期の避難を呼びかけるとともに、危険箇所の警戒活動等を実施した。また、動力消防ポンプによる排水活動や行方不明者の捜索等を実施したほか、土砂等の除去活動、戸別訪問による住民の安否確認等を長期間にわたり実施した。



消防団員による行方不明者の捜索
(福島県川内村消防団提供)

オ 緊急消防援助隊の活動

10月13日以降、消防庁長官からの求め又は指示^{*12}を受けた14都道府県の緊急消防援助隊は、迅速に出動し、18日まで活動した(特集1-4表)。なお、当初、宮城県、福島県、長野県知事からの要請に基づく、消防庁長官の求めによる出動としていたところ、その後、広範囲にわたる災害の情勢が明らかになり、13日に政府の非常災害対策本部が設置されたことから、昨年3月に改定した緊急消防援助隊基本計画^{*13}の規定を踏まえ、15日11時30分に台風第19号における13日からの一連の緊急消防援助隊の出動について、消防庁長官の指示によるものとした。

また、3県に出動した緊急消防援助隊は、10月13日から18日までの6日間にわたり活動し、出動隊の総数は、276隊、1,038人(延べ活動数 809隊、2,978人)となった。

(ア) 宮城県

仙台市消防局統括指揮支援隊は、宮城県消防応援活動調整本部において、宮城県、仙南地域広域行政事務組合消防本部及び消防庁派遣職員のほか、警察、自衛隊、海上保安庁、DMAT^{*14}等の関係機関とも連携し、被害情報の収集・整理、緊急消防援助隊の活動管理等を行った。

新潟市消防局指揮支援隊(16日から仙台市消防局指揮支援隊に交代)は、仙南地域広域行政事務組

合消防本部において、被害情報の収集・整理を行うとともに、丸森町に派遣された陸上隊の活動管理等を行った。

陸上隊は、青森県大隊、秋田県大隊及び山形県大隊が丸森町において、地元消防機関、県内消防本部からの応援隊、警察及び自衛隊と連携し捜索・救助活動を実施し、10月18日には、地元消防機関及び県内消防本部からの応援隊に引き継ぎ、活動を終了した。活動中には、河川の氾濫により広範囲に浸水した地域で、水陸両用バギーや重機を活用しながら、捜索・救助活動を広範囲に行った。また、DMATからの依頼を受けて、浸水により断水が発生し、診療器具が使用できなくなった病院からの転院搬送を行った。

航空小隊は、浸水によって孤立した住民の救助活動を実施したほか、ヘリコプターテレビ電送システム^{*15}を活用して、上空からの情報収集を実施した。

これらの活動の結果、陸上隊、航空小隊を合わせて121人を救助した。

(イ) 福島県

埼玉県防災航空隊、千葉市消防航空隊、東京消防庁航空隊が福島県に出動し、浸水によって孤立した住民15人の救助活動を実施したほか、ヘリサットシステム及びヘリコプターテレビ電送システムを活用して、上空からの情報収集を実施した。

10月13日には、福島県内で救助活動にあたった東京消防庁航空隊のヘリコプターから要救助者が落下して死亡する事故が発生した。

原因究明と再発防止策の検討のため、消防庁も参画して、東京消防庁が「航空安全委員会」を開催して議論を進めており、消防庁としても同委員会の結果を踏まえ、再発防止と更なる安全管理の徹底に努める必要がある。

(ウ) 長野県

東京消防庁統括指揮支援隊は、長野県消防応援活動調整本部において、長野県、長野市消防局及び消防庁派遣職員のほか、警察、自衛隊、DMAT等の関係機関とも連携し、被害情報の収集・整理、緊急消防援助隊の活動管理等を行った。

*12 消防庁長官による出動の指示：消防組織法第44条第5項の規定に基づき、消防庁長官から災害発生市町村の属する都道府県以外の都道府県知事又は当該都道府県内の市町村長に対し緊急消防援助隊の出動のための必要な措置を指示すること。

*13 緊急消防援助隊基本計画：「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」特集5及び第2章第8節2を参照

*14 DMAT：災害発生直後の急性期(概ね48時間以内)に活動が開始できる機動性を持った、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣医療チームで、医師、看護師及び業務調整員で構成される。

*15 ヘリコプターテレビ電送システム：第2章第10節2を参照

新潟市消防局指揮支援隊は、長野市消防局において、被害情報の収集・整理を行うとともに、長野市に派遣された陸上隊の活動管理等を行った。

陸上隊は、新潟県大隊が長野市において、地元消防機関、県内消防本部からの応援隊、警察及び自衛隊と連携し捜索・救助活動を実施し、10月15日には、地元消防機関及び県内消防本部からの応援隊に

引き継ぎ、活動を終了した。活動中には、広範囲に浸水した地域において、上空からの情報収集のためのドローンも活用した。

航空小隊は、浸水によって孤立した住民35人の救助活動を実施したほか、ヘリコプターテレビ電送システムを活用して、上空からの情報収集を実施した。

特集 1-4 表 緊急消防援助隊の出動状況

出動要請日	宮城県へ出動した緊急消防援助隊		
	指揮支援部隊	陸上隊	航空隊
10月13日	仙台市消防局 新潟市消防局	青森県、秋田県、山形県	札幌市消防局、山形県、 川崎市消防局
10月15日			岩手県
10月16日	仙台市消防局		青森県
活動機関：10月13日から18日まで（6日間） 出動隊の総数：215隊、786人 延べ活動数：643隊、2,323人			

出動要請日	福島県へ出動した緊急消防援助隊		
	指揮支援部隊	陸上隊	航空隊
10月13日			青森県（※1）、 埼玉県（※2）、 千葉市消防局、東京消防庁
活動機関：10月13日から16日まで（4日間） 出動隊の総数：5隊、35人 延べ活動数：15隊、88人			
※1 16日に宮城県へ部隊移動			
※2 14日に長野県へ部隊移動			

出動要請日	長野県へ出動した緊急消防援助隊		
	指揮支援部隊	陸上隊	航空隊
10月13日	新潟市消防局	新潟県	東京消防庁、福井県、 静岡市消防局、名古屋市消防局
10月14日	東京消防庁		埼玉県、新潟県、
活動機関：10月13日から15日まで（3日間） 出動隊の総数：56隊、217人 延べ活動数：151隊、567人			



消防応援活動調整本部（宮城県庁）
（宮城県庁提供）



重機を活用した救助活動（宮城県丸森町）
（弘前地区消防事務組合消防本部提供）



救助活動（宮城県丸森町）
（山形市消防本部提供）



捜索活動（宮城県丸森町）
（秋田市消防本部提供）



現地合同調整所（宮城県丸森町）



災害対策本部会議（長野県庁）
（東京消防庁提供）



ドローンを活用した情報収集
（長野県長野市）
（新潟市消防局提供）



消防防災ヘリコプターによる救助活動
（福島県本宮市）
（千葉市消防局提供）



活動終了式での地元住民からの
メッセージ（宮城県丸森町）

4. 最近の災害を踏まえた今後の対応

(1) 政府の主な動き

政府は、台風第15号・19号等における応急対策の経験を集約・整理し、今後の災害対応に活かしていくため、内閣官房副長官(事務)を座長とする「令和元年台風第15号・19号をはじめとした一連の災害に係る検証チーム」を立ち上げた。この検証チームの下に、個別論点の検証を行うため、内閣府政策統括官(防災担当)を座長とする実務者検討会を設置し、①長期停電及びその復旧プロセス・鉄塔等送電網に係る検証、②通信障害に関する関係者間の情報共有・復旧プロセスに係る検証、③国・地方自治体の初動対応等の検証、災害対応に慣れない県・市町村への支援・平時の備えのあり方、④その他(倒木対策、公共交通機関、避難所対策、研修等)について検証することとした。

また、東北や関東甲信越地方を中心に広域かつ甚大な被害をもたらした台風第19号等を教訓とし、激甚化・頻発化する豪雨災害に対し、避難対策の強化を検討するため、中央防災会議防災対策実行会議の下に「令和元年台風第19号等による災害からの避難に関するワーキンググループ」(以下「避難WG」という。)が設置された。12月18日には避難WGの第1回会議が開催され、①災害リスクととるべき行動の理解促進、②高齢者等の避難の実効性の確保、③わかりやすい防災情報の提供(避難勧告・避難指示(緊急)のあり方)等を主要な論点として議論していくとの方針が示された。

(2) 消防庁の対応

消防庁においては、実務者検討会及び避難WGにおける今後の議論の状況も踏まえ、内閣府等の関係省庁とも連携し、①警戒レベルを用いた防災情報により、災害発生のおそれの高まりに応じて、居住者等にとるべき行動を伝えるなど、住民の避難行動を促すための地方公共団体からの適切な情報発信のあり方、②防災行政無線の戸別受信機をはじめとする地方公共団体が情報を確実に住民に伝えるための災害情報伝達手段の整備、③住民の自発的な避難を促進するための地方公共団体における防災訓練の充実などについて検討し、取り組んでいくこととしている。

5. 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」における消防庁の取組

(1) 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の閣議決定

近年、我が国は豪雨、高潮、暴風・波浪、地震、豪雪など、気候変動の影響等による気象の急激な変化や自然災害の頻発化・激甚化にさらされている。平成30年7月豪雨、平成30年台風第21号、平成30年北海道胆振東部地震をはじめとする近年の自然災害は、大規模停電の発生、空港ターミナルの閉鎖など、国民の生活・経済に欠かせない重要なインフラの機能喪失を生じさせた。

これらの教訓を踏まえ、政府は、重要インフラがその機能を発揮することにより、国民の生命を守り、社会経済活動を維持するため、特にインフラ関連設備の設置状況や代替機能の確保状況など、重要インフラの緊急点検を行った。

その結果等を踏まえ、政府は、

- ・防災のための重要インフラ等の機能維持
 - ・国民経済・生活を支える重要インフラ等の機能維持
- の観点から、特に緊急に実施すべきハード・ソフト対策を3年間で集中的に実施することとし、平成30年12月14日、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」(以下「3か年緊急対策」という。)を閣議決定した。

消防庁からは、3か年緊急対策に6つの施策を位置づけているところであり、以下において各々の施策の概要について説明することとする。

(2) 3か年緊急対策における消防庁の施策

A 大規模風水害・土砂災害に対応するための緊急消防援助隊に関する緊急対策

平成30年7月豪雨での浸水地域における救助活動や夏季の過酷な気象条件下での長期の活動、北海道胆振東部地震での大規模な土砂崩れ等による救助活動を踏まえ、大規模風水害や土砂災害に対応した、効果的な消防活動に必要な車両・資機材を各都道府県やブロックごとに整備するとともに、消防機関の対応能力向上のため、実践的な実動訓練を行っている。

平成30年度第2次補正予算及び令和元年度当初予算を活用し、令和元年度末までに、浸水地域や土

砂崩落現場で活動する水陸両用車など特殊車両 36 台、高機能救命ボート 36 台等を配備する予定である。



水陸両用バギーを活用した搜索活動
(大阪市消防局提供)



高機能救命ボート

イ 大規模災害に対応するための航空消防防災体制に関する緊急対策

近年多発する大規模災害を踏まえ、被害状況の早期把握・孤立地域での救助活動などで活用される消防防災ヘリコプターの運航の安全性向上及び航空消防防災体制の充実強化を図っている。具体的には、ヘリコプター動態管理システム地上端末の追加配備及び既存端末の更新を行い、大規模災害時の効率的な部隊運用及び運航の安全性向上を図るとともに、長野県及び群馬県における墜落事故を踏まえた安全運航体制の検討を行った上で、航空消防防災体制の充実強化を図っている。

平成 30 年度第 2 次補正予算を活用し、令和元年度末までに、地上端末 57 台の追加配備及び既存端末の更新を行う予定である。

ヘリコプター動態管理システム



ヘリコプター動態管理システム

ウ 地域防災力の中核を担う消防団に関する緊急対策

近年、災害が多様化、大規模化する中で、地域防災力の中核的存在として、消防団の果たす役割はますます大きくなっている。

そこで、訓練の実施等を通じて消防団の災害対応能力の向上を図るため、救助用資機材等を搭載した消防ポンプ自動車等を無償で消防団に貸し付ける事業を実施している。

平成 30 年度第 2 次補正予算及び令和元年度当初予算を活用し、令和元年度末までに、141 台の貸付けを行う予定である。

また、消防団において、特に配備が進んでいない救助活動用資機材等^{*16} (具体的には、AED、チェーンソー、エンジンカッター、油圧切断機、ジャッキ及びトランシーバー) の整備を促進するため、国庫補助制度を創設した (「消防団設備整備費補助金」(消防団救助能力向上資機材緊急整備事業))。

本補助金は、平成 30 年度第 2 次補正予算及び令和元年度当初予算を活用し、市町村の事業費全体の 3 分の 1 を補助することとしている。また、地方負担分 (市町村の事業費全体の 3 分の 2) に対して特別交付税措置も講じている。本補助金の積極的な活用を通じ、消防団の装備の充実及び災害対応能力の向上を進めている。

* 16 令和元年台風第 15 号や台風第 19 号等における消防団の活動状況等を踏まえ、令和元年度、発電機やボート、投光器等を補助対象資機材として追加した。



救助用資機材等搭載型消防ポンプ自動車*17



消防団設備整備費補助金の補助対象資機材の例

エ 災害対策本部設置庁舎及び消防庁舎の災害対応機能確保に関する緊急対策

地方公共団体の災害対策本部設置庁舎及び消防庁舎は、災害発生直後から被害情報収集や各種の応急対策を展開する拠点となるものであり、災害の発生に備えてこれらの庁舎における業務継続性を確保しておくことが極めて重要であることから、耐震化及び非常用電源の整備促進を図っている。本対策は緊急防災・減災事業債による地方財政措置を講じており、消防庁としては、継続的な調査により各地方公共団体の取組状況を把握し、地方財政措置を活用しながら対策を早期に実施するよう働き掛けている。

特集 1-5 表 耐震率・非常用電源設置率

	耐震率	非常用電源設置率
災害対策本部設置庁舎	80.8% (※1)	91.9% (※3)
消防庁舎	92.6% (※2)	94.4% (※4)

※1 平成 30 年 3 月 31 日現在 ※2 平成 31 年 3 月 31 日現在
 ※3 平成 30 年 6 月 1 日現在 ※4 平成 30 年 10 月 1 日現在



耐震化



浸水に対する対策例

屋上に非常用電源を設置

エンジンや燃料庫などを屋上に設置し、浸水対策を講じている。

提供：佐賀広域消防局



地震に対する対策例

耐震化されている建物内にアンカーボルトにて固定

提供：尼崎市消防局

非常用電源の災害への対策例

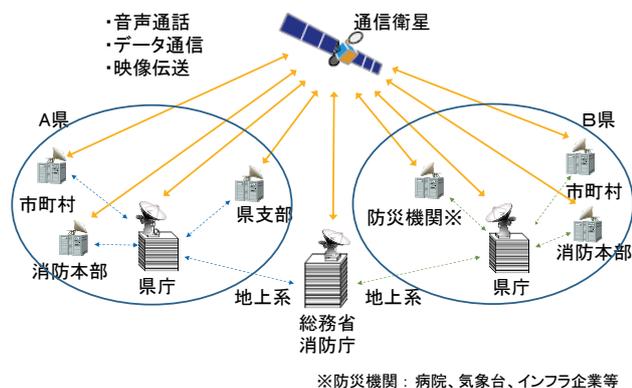
*17 救助用資機材等とは、消防団設備整備費補助金の補助対象資機材の一部である。

オ 自治体庁舎等における非常用通信手段の確保に関する緊急対策

平成 30 年北海道胆振東部地震等において、地上の電話網が途絶し、唯一残された衛星通信回線を用いて被害情報の把握を行った市町村が複数あったことから、全国の都道府県、市町村及び消防本部を対象に、非常用通信手段の整備状況等の緊急点検を行った。

点検の結果、地上通信網が被災した際に使用可能な衛星通信回線を用いた非常通信手段が確保されていない市町村・消防本部が全国で約 200 箇所存在することが判明したことから、衛星通信設備の整備等に係る緊急対策を実施している。具体的には、消防庁において、従来よりも高性能で安価な衛星通信ネットワークの構築に係るモデル事業を実施するとともに、衛星通信回線を用いた非常通信手段が整備されていない団体における衛星通信設備の整備促進を図っている。なお、本対策は緊急防災・減災事業債による地方財政措置を講じており、消防庁としては、各地方公共団体に対し、地方財政措置を活用しながら対策を早期に実施するよう働き掛けている。

特集 1-8 図 非常用通信手段の確保（イメージ図）

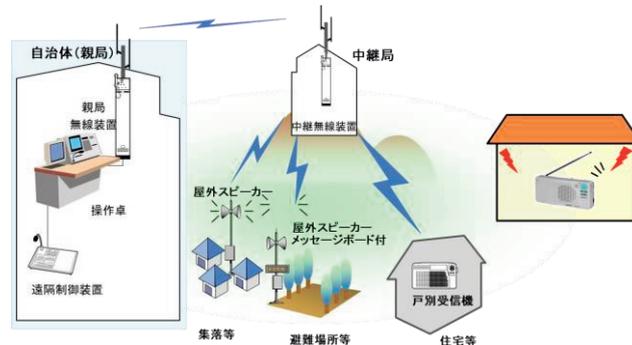


カ 高齢者世帯等への確実な情報伝達に関する緊急対策

平成 30 年 7 月豪雨を踏まえ、豪雨災害時に速やかに避難することが求められる地域において、避難勧告等の情報が届きにくい高齢者世帯等に確実に情報を伝えられるようにすることが重要である。このため、市町村防災行政無線（代替設備を含む。）が整備されているものの、戸別受信機等^{*18}が未配

備の市町村（250 団体程度）において、それらの配備を促進することにより、情報伝達の確実性の向上を図っている。市町村が戸別受信機等を配備するにあたって、緊急防災・減災事業債及び特別交付税による地方財政措置を講じている。消防庁としては、各地方公共団体に対して災害情報伝達手段に関するアドバイザー派遣事業等を通じて技術的助言を行うとともに、地方財政措置の活用を働き掛けることにより、戸別受信機等の配備を進めている。

特集 1-9 図 戸別受信機（イメージ図）



（3）今後の取組

3 か年緊急対策は平成 30 年度から令和 2 年度までとされている。大規模化する災害に対応するためには、3 か年緊急対策を着実に実行する必要がある。また、策定後に明らかになった課題も踏まえ、引き続き消防防災力・地域防災力の強化を図る観点から、緊急消防援助隊の充実や消防団を中核とした地域防災力の充実強化など、消防庁として必要な施策を講じていく。

* 18 市町村防災行政無線（同報系）の戸別受信機、FM 放送の自動起動ラジオ、MCA 陸上移動通信システムの屋内受信機、市町村デジタル移動通信システムの屋内受信機、280MHz 帯電気通信業務用ページャーの屋内受信機等